

利府町水道事業給水条例施行規則(昭和54年利府町企管規程第9号)の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 給水装置の工事及び費用(第3条～第12条)
- 第3章 給水(第13条～第21条)
- 第4章 料金及び手数料等(第22条～第25条の3)
- 第5章 管理(第26条～第29条)
- 第6章 補則(第30条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、利府町水道事業給水条例(平成10年利府町条例第2号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(給水装置の設置)

第2条 条例第5条第3項に規定する給水装置の所有権を移転しようとするときは、給水装置継承届(様式第1号)の提出をもって行う。

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の新設等の申込)

第3条 条例第7条第1項に規定する給水装置の新設、改造、修繕又は撤去の申込みは、給水装置工事申込書(様式第2号)の提出をもって行う。

2 前項の規定により承認を受けている給水装置工事で、設計等に変更が生じた場合は給水装置工事設計変更申込書(様式第3号)を提出するものとする。

3 第1項の規定により承認を受けている給水装置工事を中止しようとする場合は、給水装置工事取消届(様式第4号)を提出するものとする。

(利害関係人の同意書の提出)

第4条 条例第7条第2項の規定により管理者が申込者から利害関係人の同意書等の提出を求めるときは、次の各号の1に該当する場合とする。

- (1) 他人の給水装置から分岐しようとするとき。
 - (2) 他人の所有地を通過し、又は他人の所有する土地又は家屋に給水装置を設置しようとするとき。
- (令6企管規程2・一部改正)

(工事の施行及び検査)

第5条 条例第10条第2項の規定により工事を施行したときは、竣工後直ちに給水装置工事竣工届(様式第5号)を提出しなければならない。

2 町の検査の結果不合格となったときは、工事施行者は、指示された事項を手直し後、直ちに給水装置工事再検査申込書(様式第6号)を提出して再検査を受けなければならない。

(令6企管規程2・一部改正)

(給水装置使用材料)

第6条 管理者は、条例第10条第2項に規定する審査又は検査において、利府町指定給水装置工事事業者(以下「工事事業者」という。)に対し、当該審査若しくは検査に係る給水装置工事で使用される材料が、水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下「政令」という。)第6条に規定する基準に適合していることの証明を求めることができる。

2 管理者は、前項の規定により管理者が求めた証明が提出されないときは、当該材料の使用を制限し、又は禁止することができる。

(令6企管規程2・一部改正)

(給水管及び給水用具の指定)

第7条 条例第11条の規定に基づく構造及び材質の指定は、次の基準により行う。この場合において管理者は、指定した内容について一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 配水管への取水口位置は、他の給水装置の取水口から30センチメートル以上離れていること。
- (2) 配水管の取水口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
- (3) 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
- (4) 水圧、土圧、その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。
- (5) 凍結、破損、浸食等を防止するための適当な措置が講じられていること。

- (6) 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結していないこと。
- (7) 水槽、プール、流し、その他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあっては、水の逆流を防止するための適当な措置が講じられていること。
- 2 条例第11条の規定により管理者が指定する材質は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。
- (1) 産業標準化法(昭和24年法律第185号)第30条第1項の規定により鉱工業品又はその包装、容器若しくは送状に同法第20条第1項に規定する日本産業規格に適合するものであることを示す主務省令で定める方式による特別な表示が付されたもの
- (2) 政令第6条に適合することを認証する機関が、その品質を認証したもの
- (3) 製造又は販売業者が自らの責任において、当該製品の政令第6条に定める構造・材質基準への適合性を証明したもの
- 3 前項の規定にかかわらず、施工技術その他の理由により管理者がやむを得ないと認めた場合は、同項の規定により管理者が指定した材質以外のものを使用することができる。
- 4 管理者は、指定した材質について、地質その他の理由によりその使用が適当でないと認めるときは、当該材質の使用を制限することができる。
- 5 給水管の口径に比し、著しく多量の水を一時使用する箇所、高層建築物、工場、事業所等の構造物、建築物及び構内に多様な給水施設を著しく設置する箇所、その他必要があると認めた箇所には受水槽を設置しなければならない。この場合の給水装置及び水質の保全等による責任の分解点は、受水タンクの入水口の逆止弁とする。
(令元企管規程2・令6企管規程2・一部改正)
(給水管の口径)
- 第8条 給水管の口径は、その使途別所要水量及び同時使用率を考慮して適当な大きさに決めなければならない。
(給水管埋設の深さ)
- 第9条 給水管は、公道内の車道及び歩道内においては120センチメートル以上、私道内においては、75センチメートル以上、宅地内においては45センチメートル以上の深さに埋設しなければならない。ただし、技術上その他やむを得ない場合は、この限りでない。
(令6企管規程2・一部改正)
(配水管材料の特例)
- 第10条 配水管又は道路に布設された他の給水装置の分岐部分から当該分岐部分に最も近い止水栓(当該止水栓が道路にあるときは、道路以外の部分にある止水栓で分岐部分に最も近いもの)までの部分の給水管については、次の各号に定めるところにより、当該各号に定める材料を使用しなければならない。
- (1) 口径が50ミリメートル以下の給水管 ポリエチレン管
- (2) 口径が75ミリメートル以上の給水管 鋳鉄管
- 2 前項の規定にかかわらず、施工技術その他の事由により、管理者がやむを得ないと認めた場合は、前項各号に定める材料以外の材料を使用することができる。
(危険防止の措置)
- 第11条 給水装置は、逆流を防止することができ、かつ、停滞水を生じさせるおそれのない構造でなければならない。
- 2 水洗便器に給水する給水装置にあっては、その給水装置又は水洗便器に真空破損装置を備える等逆流の防止に有効な措置を講じなければならない。
- 3 給水管は、町の水道以外の水管その他水が汚染されるおそれがある管又は水に衝撃作用を生じさせるおそれのある用具若しくは機械と直結させてはならない。
- 4 給水管の中に停滞空気が生じるおそれのある箇所には、これを排除する装置を設けなければならない。
- 5 給水管を2階以上又は地階に配管するときは、各階ごとに、止水栓を設けなければならない。
- 6 給水管には、ポンプを直結させてはならない。
(給水管防護の措置)
- 第12条 開きよを横断して給水管を配管するときは、その下に配管することとし、やむを得ない理由のため他の方法によるときは、給水管防護の措置を講じなければならない。
- 2 電食又は衝撃のおそれのある箇所に給水管を配管するときは、給水管防護の措置を講じなければならない。
- 3 凍結のおそれのある箇所に給水管を配管するときは、露出、隠蔽にかかわらず、防寒装置を施さなければならない。
- 4 酸、アルカリ等によって侵されるおそれのある箇所又は温度の影響を受けやすい箇所に給水管を配管するときは、防食の措置その他の必要な措置を講じなければならない。
(令6企管規程2・一部改正)
- 第3章 給水
(給水の申込)
- 第13条 条例第18条に規定する給水の申込みは、給水使用開始(停止)申込書(様式第7号)の提出をもって行う。
(代理人の選定届等)

第14条 条例第19条の規定による給水装置の所有者の代理人選定又は変更の届出は、代理人選任(変更)届(様式第8号)により行う。

(管理人の選定届出等)

第15条 条例第20条の規定による給水装置の管理人の選定又は変更の届出は、管理人選定(変更)届(様式第9号)により行う。

(水道メーターの設置)

第16条 条例第21条第1項ただし書に規定する管理者が必要がないと認めるときとは、メーターに異常があったとき、又は、共用給水装置により水道使用するときとする。

2 条例第21条第2項に規定する給水装置にメーターを設置する基準は、1建築物に1個とする。ただし、管理者が給水及び建築物の構造上特に必要があると認めた場合は、1建築物について2個以上のメーターを設置することができる。

3 条例第21条第2項に規定するメーターの位置は次の各号に定める基準に基づき設置する。

- (1) 原則として建築物の外であって当該建築物の敷地内
 - (2) 原則として給水装置の配水管又は他の給水管からの分岐部分に最も近い位置
 - (3) 点検及び取替作業を容易に行うことができる場所
 - (4) 衛生的で損傷のおそれがない場所
 - (5) 水平に設けることができる場所
- (令6企管規程2・一部改正)

(使用水量の端数計算)

第17条 定例日に検針し、使用水量に1立方メートル未満の端数があるときは、翌月に繰り越して算入する。

2 給水装置の使用をやめた場合は、その都度使用水量を算定する。ただし1立方メートル未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(メーターの損害賠償)

第18条 水道使用者等は、自己の保管にかかるメーターを亡失又はき損したときは、メーター亡失(き損)届(様式第10号)を管理者に届け出なければならない。

2 管理者は、条例第22条第3項の規定によりメーターの弁償をさせようとするときは、時価認定額によるものとする。

(水道の使用中止、変更等の届出の様式)

第19条 条例第23条各号の規定による届出は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 給水装置の使用を中止しようとするときは、給水使用開始(停止)申込書(様式第7号)の提出をもって行う。
- (2) メーターの口径又は用途を変更しようとするときは、給水装置口径(用途)変更届(様式第11号)の提出をもって行う。
- (3) 消防演習に私設消火栓を使用するときは、私設消火栓演習使用届(様式第12号)の提出をもって行う。
- (4) 水道使用者の氏名又は住所に変更があったときは、使用者等異動届(様式第13号)の提出をもって行う。
- (5) 給水装置所有者の住所に変更があったときは、使用者等異動届(様式第13号)の提出をもって行う。
- (6) 私設消火栓を消火に使用したときは、私設消防用水使用届(様式第14号)の提出をもって行う。
- (7) 管理人の住所に変更があったときは、使用者等異動届(様式第13号)の提出をもって行う。

(給水装置の修繕)

第20条 条例第25条第2項に規定する給水装置の修繕に要する費用は、管理者が別に定めるところによるものとする。

2 町又は工事業者が施行した工事で、竣工後1年以内にその給水装置が損傷したときは、町が施行した工事は町の費用を、工事業者が施行した工事は工事業者の費用をもって修繕する。ただし、不可抗力又は使用者の故意、過失による場合はこの限りでない。

(令6企管規程2・一部改正)

(給水装置及び水質検査の請求)

第21条 条例第26条第1項の規定による請求は、給水装置・水質検査請求書(様式第15号)の提出をもって行う。

2 条例第26条第1項の規定により行った検査の結果は、給水装置・水質検査結果通知書(様式第16号)により通知するものとする。

3 条例第26条第2項に規定する特別の費用を要する場合とは、次の各号の1に該当する場合をいう。

- (1) 給水装置の構造、材質若しくは機能、漏水について通常の検査以外の検査を行う場合
- (2) 水質の色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査等飲料の適否に関する以外の検査を行う場合

(令6企管規程2・一部改正)

第4章 料金及び手数料等

(過誤納による精算)

第22条 水道料金(以下「料金」という。)を徴収後その料金の算定に過誤があったときは翌月以降の料金において精算することができる。

(料金等の納入期限)

第23条 条例第27条第1項の規定により徴収する料金その他の納付金(以下「料金等」という。)の納入期限は次の各号に掲げる納入方法の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 納付制 料金にあっては納入通知書を発したその月の25日、その他の納付金は別に定めのない限り納入通知書を発した日から15日を経過した日
 - (2) 口座振替制 管理者が指定した日
(令6企管規程2・一部改正)
- (使用水量の認定基準等)

第24条 条例第31条の規定による使用水量の認定は、次の各号に定めるところによる。

- (1) メーターに異常があったときは、メーターの取替後の使用水量を基礎として日割計算により異常のあった期間の使用水量を認定する。
- (2) 漏水その他の理由により使用水量が不明のときは、認定する月の前3回の使用水量その他の事実を考慮して認定し、これにより難いときは、見積量による。
(令6企管規程2・一部改正)

第25条 削除

(平21企管規程5)

(集合住宅の各戸検針及び各戸徴収)

第25条の2 管理者は、貯水槽水道により給水する集合住宅(以下「集合住宅」という。)で、戸数並びに配管設備等の構造及び材質並びに水量の計量及び料金徴収に必要な設備その他の管理者が必要と認める条件に適合していると認める場合は、各戸ごとに使用水量を計量し、料金を徴収することができる。

2 前項の規定による適用を受けようとする集合住宅の給水装置を新設しようとする者、所有者、代理人若しくは管理人又は水道の利用者の総代人若しくは水道の利用者の委任を受けた者(以下「設置者等」という。)は、集合住宅の各戸検針及び各戸徴収適用申請書(様式第21号)に管理者が別に定める書類を添付し、管理者に申請しなければならない。

3 管理者は、前項の規定による申請を適当と認めたときは、集合住宅の各戸検針及び各戸徴収適用承認書(様式第22号)により承認するものとする。

(平21企管規程2・追加)

(集合住宅の料金計算)

第25条の3 前条第3項の規定による管理者の承認を受けた集合住宅における各戸の料金は、各戸ごとのメーター口径及びその指示水量により計算するものとする。

2 前条第3項の規定による承認を受けない集合住宅における各戸の料金は、一個のメーター(以下「親メーター」という。)の口径及びその指示水量により、条例第28条の規定に基づき算定するものとする。ただし、当該集合住宅のすべての水道の利用者が、専ら家事の用に水道を使用する集合住宅であり、設置者等から、各戸ごとに料金を算定することについて申請があり、管理者が承認した場合においては、各戸が接続している給水管の口径に応じたメーターが設置され、かつ、親メーターの指示水量を各戸が均等に使用したものとみなして、各戸ごとに条例第28条の規定に基づき算定した額の合算額とする。

3 前項ただし書の規定による承認を受けようとする集合住宅の設置者等は、集合住宅の料金計算適用申請書(様式第23号)により申請しなければならない。

4 管理者は、前項の規定による申請を受けたときは、その調査を行い、管理者が別に定める条件に適合していると認めた場合は、集合住宅の料金計算適用承認書(様式第24号)により承認するものとする。

(平21企管規程2・追加)

第5章 管理

(措置命令)

第26条 条例第41条の規定による措置の指示は、給水装置の管理義務違反に関する指示書(様式第25号)により行うものとする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

(令6企管規程2・一部改正)

(停水処分の方法)

第27条 条例第43条に規定する給水の停止は、給水栓の封印若しくは止水栓、制水弁の閉鎖、メーターの撤去又は配水管との連絡を切断することによって行う。

(令6企管規程2・一部改正)

(水道使用上の注意)

第28条 給水用機器にホース等を接続して水道を使用するときは、給水装置に水が逆流しないように措置しなければならない。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等)

第29条 条例第46条の3第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査の受検は、次に定めるところによる。

- (1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。

ア 水槽の掃除を毎年1回以上定期に行うこと。

イ 水槽の点検等を実施し、有害物、汚水等による水質汚染の防止に必要な措置を講ずること。

ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

- (2) 前号の管理の状況に関し、毎年1回以上、定期に水道法(昭和32年法律第177号)第34条の2第2項に規定する地方公共団体の機関又は国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者による給水栓における水の色、濁り、臭い及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する水質の検査を受けること。

(平14企管規程2・追加、平16企管規程2・令6企管規程2・一部改正)

第6章 補則

第30条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

(平14企管規程2・旧第29条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、旧規程の規定によってなされた届出、請求その他の手続きは、それぞれこの規程の相当規定によってなされたものとみなす。

附 則(平成14年企管規程第12号)

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成14年企管規程第2号)

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年企管規程第2号)

この規程は、平成16年3月31日から施行する。ただし、第29条第1号ウの改正規定は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年企管規程第6号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成17年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の利府町水道事業給水条例施行規程の規定による諸様式で取扱上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の利府町水道事業給水条例施行規程の規定によるものとみなす。

附 則(平成19年企管規程第12号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の利府町水道事業給水条例施行規程の規定による様式で取扱上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の利府町水道事業給水条例施行規程の規定によるものとみなす。

附 則(平成21年企管規程第2号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年4月17日から施行する。

(経過措置)

- 2 新規程第25条の3第2項ただし書の規定は、平成21年5月請求分の料金から適用し、同年4月請求分までの料金については、なお従前の例による。

附 則(平成21年企管規程第5号)抄

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際現に改正前の利府町水道事業給水条例施行規程第25条第3項の規定により申請書の提出を受けているものについては、なお従前の例による。

- 3 この規程による改正前の利府町水道事業給水条例施行規程第25条の規定により調整した様式で、この規程の施行の際、用紙の現存するものについては、当分の間、所要の修正を加えてこれを使用することができる。

附 則(令和元年企管規程第2号)

この規程は、令和元年9月30日から施行する。

附 則(令和6年企管規程第2号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

様式第1号(第2条関係)

給 水 装 置 継 承 届

年 月 日

利府町長 あて

新給水装置所有者 住 所
フリガナ
氏 名 印
電 話

下記の給水装置の所有権を旧所有者から継承したので届け出ます。

記

給水装置設置場所	利府町
給 水 装 置 種 類	専用給水装置 ・ 共用給水装置
旧給水装置所有者	住 所 フリガナ 氏 名 印

様式第2号(第3条関係)

様式第2号(第3条関係)

決裁 月日	月	決裁 欄							
	日								
受 付 年 月 日			年 月 日		収 受 番 号		第 号		

給水装置工事申込書

給水装置設置場所 利府町

給水装置工事申込者

給水装置種類 専用給水装置 ・ 共用給水装置

工事種別 新 設 ・ 改 造 ・ 修 繕 ・ 撤 去

工 期 着工 年 月 日 竣工 年 月 日

利害関係人の同意

所有 者	家 屋	住 所 氏 名	印
	土 地	住 所 氏 名	印
	給水管 配水管	住 所 氏 名	印

委任

委 任 事 項	1 上記場所の給水装置工事申込、施工及び取消しに関する一切
	2 上記工事に関する納付金納入に関する一切
委 任 者	住 所 氏 名 印

上記のとおり給水装置工事を施工したいので、規定の納付金を添えて申し込みます。

年 月 日

利府町長 あて

工 事 受 託 者

(指定給水装置工事事業者) 印

給水装置工事主任技術者

免状交付番号 第 号 氏 名 印

納付金

手数料(一般 直結協議受 水槽協議 装置廃止)		水道加入金(消費税込)		水道事業開発負担金	取扱者
設計審査 手 数 料	円	内 訳	口径	(消費税額 円) 円	
工事検査 手 数 料	円	金 額	円	占用許可申請手数料	
合 計	円	納 入	年 月 日	道占用手数料 円	
調定番号		調定番号			

給水装置工事施工計画書

年 月 日

給水装置設置場所 利府町.....
 給水装置工事申込者

給水装置工事事業者

工 事 概 要

①給水装置工事種別	新 設 ・ 改 造 ・ 修 繕 ・ 撤 去
②給 水 対 象	戸建 ・ 集合 ・ アパート ・ 受水槽 ・ その他
③メー ター 口 径	φ mm×() 箇 φ mm×() 箇 口径変更φ mm×() 箇 ～φ mm×() 箇
④給 水 管 取 出	・配水管口径 mm 管種 ・給水管口径 mm 管種
⑤掘 削 部 分	・既設分水再利用 町 道 ・ 私 道 ・ 県 道 ・ 国 道
⑥メー ター 位 置	官民境界より m 民民境界 m 設置場所
⑦止 水 栓 位 置	官民境界より m 民民境界 m 設置場所
⑧事 前 協 議	未 ・ 済 ・ 無
⑨協 議 事 項	無・有〔開発行為(造成 建築)受水槽 直結協議〕
⑩分 水 分 岐 止	有 ・ 無
⑪そ の 他	建築確認 年 月 日 No.

給水装置材料表

メーター上流側給水管及び給水用具材料表

品 名	寸 法	呼 称	数 量	備 考

メーター下流側給水管及び給水用具材料表(管類、継手類、給水用具等)

上記給水管及び給水用具の使用材料は、政令で定める基準に適合している基準適合品を使用することを確約いたします。

給水装置工事主任技術者 氏 名

印

平 面 図	
位 置 図	指 示 事 項 欄
上記指示事項を遵守し、給水 装置工事を行うこと。	
確認印	

様式第3号(第3条関係)

年 月 日

給水装置工事設計変更申込書

給水装置設置場所 利府町
工事申込年月日 年 月 日
工事申込収受番号 第 号
給水装置工事種別 新 設 ・ 改 造 ・ 修 繕 ・ 撤 去
変 更 理 由

上記の理由により設計変更したいので、設計図書を添付し、申し込みます。
年 月 日

利府町長 あて

工 事 申 込 者 住 所
氏 名 印
工 事 受 託 者 住 所
(指定給水装置工事事業者)氏 名 印
給水装置工事主任技術者 氏 名 印

手 数 料	変 更 前	変 更 後	水道加入金(消費税込み)		取扱者
設計審査手数料	円	円	変 更 前	円	
工事検査手数料	円	円	変 更 後	円	
合 計	円	円	過 不 足 金 額	円	受付者
過 不 足 金 額	円		精 算		
調 定 番 号			調 定 番 号		

様式第4号(第3条関係)

年 月 日

給水装置工事取消届

給水装置設置場所 利府町
工事申込年月日 年 月 日
工事申込収受番号 第 号
給水装置工事種別 新設・改造・修繕・撤去
工事取消理由

上記の理由により給水装置工事の取消しをしたいので届け出ます。

年 月 日

利府町長 あて

工事申込者住所
氏名 印
工事受託者住所
(指定給水装置工事事業者)氏名 印
給水装置工事主任技術者 氏名 印

還 付 金		取扱者
手 数 料	円	
水 道 加 入 金	円	
水 資 源 開 発 負 担 金	円	受付者
合 計	円	
備考		

様式第5号(第5条関係)

年 月 日

給水装置工事竣工届

給水装置設置場所 利府町.....

給水装置工事申込者

給水工事申込年月日年 月 日.....

給水装置工事種別新 設 ・ 改 造 ・ 修 繕 ・ 撤 去.....

竣 工 年 月 日年 月 日.....

上記のとおり竣工したので届け出ます。

利府町長 あて

工 事 受 託 者 住 所

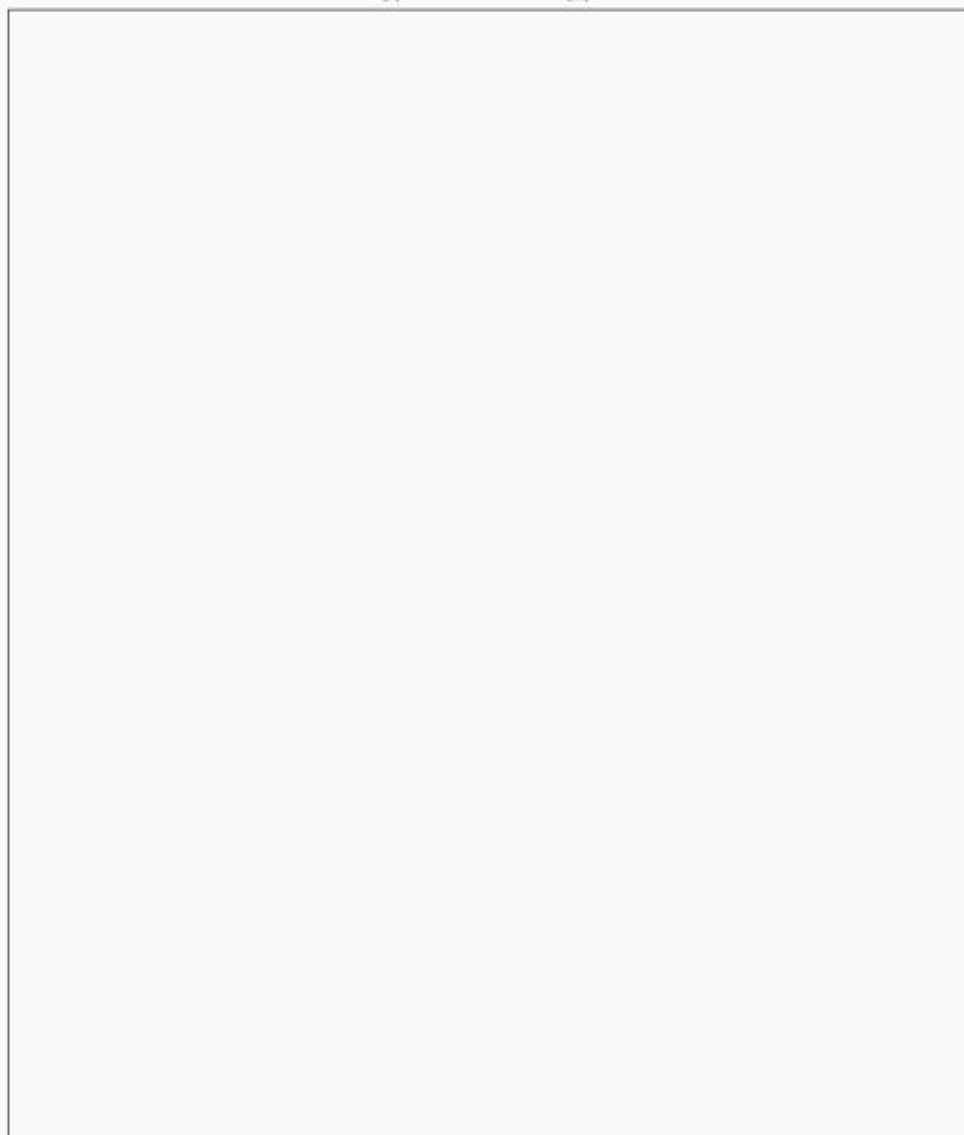
(指定給水装置工事事業者)氏 名 印

給水装置工事主任技術者 氏 名 印

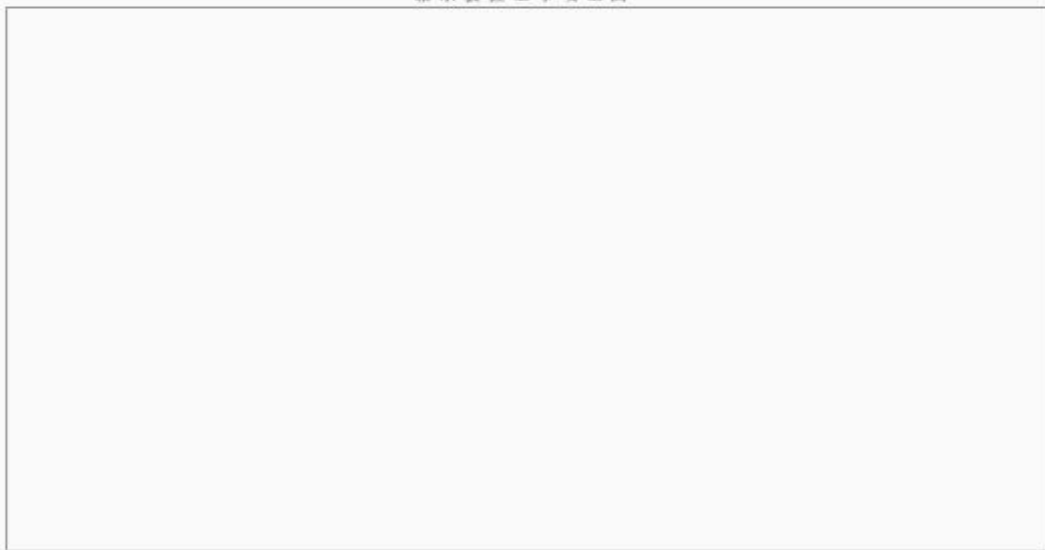
給水装置台帳

決裁 月日	月	決裁 欄							
	日								
給水装置 設置場所	利府町				申込年月日		年 月 日No.		
給水装置 所有者	住所 氏名				工事種別	新設・改造・修繕・撤去			
本管 所有者	住所 氏名				給水装置種類	専用給水装置・共用給水装置			
新所有者	住所 氏名				メーター口径	口径 mm			
					竣工年月日	年 月 日			
					検査年月日	年 月 日			
					建築確認	年 月 日			
					台帳番号				
					常用水圧	Mpa			
メーター上流側使用材料表									
品名	口径	呼称	数量						
竣工検査(確認)員									
印									
給水管及び給水用具の使用材料は、政令で定める基準に適合している基準適合品を使用したことを確認します。 給水装置工事主任技術者 免状交付番号 第 号 氏名 印									
指定給水装置工事事業者 住所 社名 代表者名 電話番号 印									

竣 工 圖



給水装置工事竣工図



様式第6号(第5条関係)

(平17企管規程6・全改)

年 月 日

給水装置工事再検査申込書

給水装置設置場所	
給水装置工事申込者	 年 月 日
工事申込収受番号	 第 号
給水装置工事種別	 新 設 ・ 改 造 ・ 修 繕 ・ 撤 去
前回検査年月日	 年 月 日
指 示 事 項	テスト不良・深度不良・保温不良・未 工 事 復 旧 不 良 ・ 準 備 不 良 ・ そ の 他 ()

上記について指示事項を手直しましたので、手数料を添えて再検査を申し込みます。

年 月 日

利府町長 あて

工 事 受 託 者 住 所

(指定給水装置工事事業者)氏 名 印

給水装置工事主任技術者 氏 名 印

工事再検査手数料	納 入 年 月 日	調 定 番 号	収 受 番 号	取 扱 者
円	年 月 日		第 号	

様式第7号(第13条、第19条関係)

給 水 使 用 開 始 申 込 書

(使用開始) (使用停止)

給水装置設置場所 使用開始年月日 給 水 用 途 年 月 日 利府町長 あて 給水使用者 住 所 (料金支払者) 氏 名 代 理 人 電 話 住 所 名	利府町 年 月 日から使用します。 一般用、工場用、営業用、臨時用、官公署学校用 給水装置設置場所 使用停止年月日 年 月 日限り使用を停止します。 停 止 理 由 転居の場合転居先 年 月 日 利府町長 あて 給水使用者 住 所 (料金支払者) 氏 名 代 理 人 電 話 住 所 名
--	--

メーター口径・番号	φ 利水 ㎜ 号	※処理欄	サイン又は印	支 払 方 法	○印	メーター口径・番号	φ 利水 ㎜ 号
メーター指針	立方メートル	メーター		口座振替		メーター指針	立方メートル
開栓月日	月 日	異動処理		直接納付		開栓月日	月 日
				精算方法	………	処 理 者	
				その場精算		記 事 欄	
				口座振替精算			
				転居先送付			

様式第8号(第14条関係)
(平17企管規程6・全改)

様式第8号(第14条関係)

代理人選定(変更)届

年 月 日

利府町長 あて

給水装置所有者 住 所

氏 名 印

次のとおり代理人を選定(変更)しましたので届け出ます。

給 水 装 置 設 置 場 所	利府町
代 理 人	住 所
	氏 名 印

様式第9号(第15条関係)

管理人選定(變更)届

年 月 日

利府町長 あて

給水装置所有者 住 所

氏 名

次のとおり管理人を選定(変更)しましたので届け出ます。

給水装置設置場所	利府町
管 理 人	住 所
	氏 名 印

様式第10号(第18条関係)

(平17企管規程6・全改)

様式第10号(第18条関係)

メーター亡失(き損)届

年 月 日

利府町長 あて

給水装置使用者(給水装置所有者、給水装置管理人)

住所

氏 名

印

下記の理由により保管使用中のメーターを亡失(き損)しましたので届け出ます。
 なお、損料等については、直ちに弁償いたします。

記

給水装置設置場所	利府町
(理由)	
※メーター口径・番号 有効年限 φ mm 利水 号 年 月 取付 年 月 日	

様式第11号(第19条関係)

給水装置口径(用途)変更届

年 月 日

利府町長 あて

給水装置使用者 住 所
氏 名 印

次のとおり給水装置の口径(用途)を変更したいので届け出ます。

給水装置設置場所	利府町
給 水 装 置 番 号 (水 栓 番 号)	
口 径	φ mmからφ mmに口径変更
用 途	一般用 臨時用 プール用
変 更 年 月 日	年 月 日
備 考	

様式第12号(第19条関係)

私設消火栓演習使用届

年 月 日

利府町長 あて

消火栓使用者 住 所
氏 名

印

次のとおり消火栓を演習に使用したいので届け出ます。

消火栓設置場所	利府町
消 火 栓 種 別	地下式 地上式
演習使用日時	月 日 時 分から 月 日 時 分まで

演習使用水量	m ³
--------	----------------

様式第13号(第19条関係)

(平17企管規程6・全改)

様式第13号(第19条関係)

使 用 者 等 異 動 届

年 月 日

利府町長 あて

届出者 住 所
氏 名
電 話
印

下記のとおり使用者等に異動が生じたので届け出ます。

記

給水装置設置場所	利府町
給 水 種 別	専用給水装置 ・ 共用給水装置
異 動 内 容	変更前
	変更後

様式第14号(第19条関係)

私設消防用水使用届

年 月 日

利府町長 あて

届出者 住 所

氏 名

印

消防用として下記のとおり水道を使用したので届け出ます。

記

火災発生	日 時	年 月 日	
	場 所	利府町	
使 用 し た 消 火 栓			
場 所	栓 数	時 間	水 量 摘 要
		自午 時 分 至午 時 分 分間	m ³
		自午 時 分 至午 時 分 分間	m ³
		自午 時 分 至午 時 分 分間	m ³
計		時間 分	m ³

様式第15号(第21条関係)

(平17企管規程6・全改)

様式第15号(第21条関係)

給水装置
水 質 検 査 請 求 書

年 月 日

利府町長 あて

請求者 住 所
氏 名
電 話 印

次の理由により 給水装置
水 質 の検査を請求します。

給 水 装 置 設 置 場 所 利府町

検査請求の理由(なるべく詳細に記入してください。)

(注) 「給水装置
水 質」について該当する箇所を○で囲んでください。

様式第16号(第21条関係)

給水装置
水 質 検査結果通知書

年 月 日

あて

利府町長 印

次の理由のとおり 給水装置
水 質 の検査結果を通知します。

給 水 装 置 設 置 場 所 利府町

検 査 結 果

様式第17号から様式第20号まで 削除
(平21企管規程5)
様式第21号(第25条の2関係)
(平21企管規程2・追加、令6企管規程2・一部改正)

様式第21号(第25条の2関係)

集合住宅の各戸検針及び各戸徴収適用申請書

年 月 日

利府町長 あて

申請者 住 所
氏 名
電話番号

下記の集合住宅について、各戸検針及び各戸徴収の適用を受けたいので、利府町水道事業給水条例施行規程第25条の2第2項の規定により、申請します。

記

給 水 装 置 設 置 場 所	利府町				
集 合 住 宅 の 名 称					
集 合 住 宅 の 容 内	階建て 棟 計画戸数 戸 入居戸数 戸				
指 定 給 水 装 置 工 事 者 名					
戸 別 メ ー タ ー の 内 訳	13mm	個		20mm	個
	25mm	個		30mm	個
導 管 設 備 の 要 概	受 水 槽 容 量		高 架 水 槽 容 量		揚 水 ポ ン プ
	m ³ 個		m ³ 個		Kw 個

様式第22号(第25条の2関係)
(平21企管規程2・追加)

様式第22号(第25条の2関係)
集合住宅の各戸検針及び各戸徴収適用承認書

年 月 日

あて

利府町長 印

年 月 日付けで申請のありました下記集合住宅の各戸検針及び各戸徴収の適用については、下記の条件で承認します。

記

給 水 装 置 設 置 場 所	利府町			
集 合 住 宅 の 名 称				
戸 別 メ ー タ ー の 内 訳	13mm	個	20mm	個
	25mm	個	30mm	個
承 認 の 条 件	1 利府町と、集合住宅の各戸検針及び各戸徴収に関する契約書を締結すること。 2 利府町水道事業給水条例、同条例施行規程、集合住宅の各戸検針及び各戸徴収に関する取扱要綱、その他関係規程を遵守すること。 3 工事施工中、変更事項が発生した場合はその都度文書にて協議を行い、承認を得ること。			

様式第23号(第25条の3関係)

集合住宅の料金計算適用申請書

年 月 日

利府町長 あて

申請者 住 所

氏 名

電話番号

下記の集合住宅について、利府町水道事業給水条例施行規程第25条の3第2項ただし書の規定に基づく料金計算を適用されるよう申請します。

記

給 水 装 置 設 置 場 所	利府町		
集 合 住 宅 の 名 称			
計 画 戸 数	戸	実 入 居 戸 数	戸 (年 月 日現在)
親 メ ー タ ー 口 径	mm	子メーター口径 及び設置個数	mm 個
給水の使用を 開始している合 場	量 水 器 番 号 (親メーター)		
	お 客 様 番 号		

様式第24号(第25条の3関係)

(平21企管規程2・追加)

様式第24号(第25条の3関係)

集合住宅の料金計算適用承認書

年 月 日

あて

利府町長 印

年 月 日付けで申請のあった集合住宅の料金計算については、審査の結果適当と認め、下記の条件で承認します。

記

量水器番号 (親メーター)		お客様 番号	
給水装置 設置場所	利府町		
集合住宅の 名称			
親メーター 口径	mm	戸数	計画戸数： 実入居戸数：戸戸
子メーター 口径	mm	子メーター 設置	個
適用開始日	年 月 日		
適用条件	入居戸数、給水装置、請求先等に変更があった場合は、遅滞なく届け出てください。		

様式第25号(第26条関係)
(平17企管規程6・全改、平21企管規程2・旧様式第21号繰下、令6企管規程2・一部改正)

		年	月	日
給水装置の管理義務違反に関する指示書				
あて				
利府町長				印
利府町水道事業給水条例第41条の規定に基づき、次のとおり指示します。				
給 水 装 置 設 置 場 所 利府町				
措置指示事項				

(裏)

利府町水道事業給水条例抜粋

(水道使用者等の管理上の責任)

第25条 水道使用者等は、善良な管理する者の注意をもって、水が汚染し又は漏水しないよう、給水装置を管理し、異常があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、管理者が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。

3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(給水装置の検査等)

第41条 管理者は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。

2 前項の管理上特に費用を要する措置については、命ぜられた者又はその必要を生じさせたものが負担する。

(給水の停止)

第43条 管理者は、次の各号の1に該当するときは、水道の使用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

(1) 水道の使用者が、第12条の工事費、第25条第2項の修繕費、第28条の料金、第36条の加入金、第37条の開発負担金又は第38条の手数料を指定期限内に納入しないとき。

(2) 水道使用者が、正当な理由がなくて、第30条の使用水量の計量、又は第41条の検査を拒み、又は妨げたとき。

(3) 給水栓を、汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。